

# BTMU アジア月報

BTMU Asia Monthly

2012年10月号



(カンボジア: プノンペン市内、建設中の高層ビル)

## - 目次 -

( タイトル・リンクをクリックすると、該当記事にジャンプできます。 )

### 【政治経済コラム】(フィリピン)

フィリピン政府とイスラム反政府勢力が和平の枠組み合意文書に調印.....2

### 【ベトナム経済・通商レポート】(ベトナム)

「みなし輸出入」取引について考える.....5

### 【法務、労務関連等解説】(マレーシア)

マレーシアにおける労働組合とは.....7

### 【法律談話室】(シンガポール)

シンガポール個人情報保護法の制定発行.....9

### 【人事、労務レポート】(タイ)

社内の公用語..... 11

### 【路地裏から見たベトナム経済】(ベトナム)

GDP1,400ドルの国で、15万ドルのマンションが売れる不思議発行..... 13

### 【ニュース】

BTMU Asia Weekly先月の見出し一覧..... 15

### 【豆知識】

お釣りはキャンディーで..... 16

## 【政治経済コラム】(フィリピン)

### フィリピン政府とイスラム反政府勢力が和平の枠組み合意文書に調印

記事提供: [日刊マニラ新聞社\(外部サイトヘリンク\)](#)

#### <概要>

2012年10月15日、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線が、和平の枠組みを定めた合意文書に調印し、2016年の新自治政府創設による最終和平達成へ向け、第一歩を踏み出した。2016年に任期満了を迎えるアキノ大統領にとっては、武力紛争が開発と住民の生活向上を阻害し新たな武力紛争を生む悪循環を断てるか否かが、恒久的なミンダナオ和平実現の鍵となるだろう。

1960年代から武力紛争が続いてきたフィリピン南部ミンダナオ島で、包括和平へ向けた機運が高まっている。2012年10月15日には、フィリピン政府と反政府武装勢力モロ・イスラム解放戦線(MILF)が、和平の枠組みを定めた合意文書に調印し、2016年の新自治政府創設による最終和平達成へ向け、第一歩を踏み出した。肥沃(ひよく)な大地が広がり、鉱物資源も豊富な同島開発をめくっては、武力紛争の存在が最大の阻害要因となってきた。アキノ政権と国内財界は、今回の合意を契機に同島開発を加速させたい考えだが、MILF以外のイスラム反政府勢力や共産ゲリラ対策、慢性的な電力不足など乗り越えなければならない課題は多い。

2012年10月15日に調印された合意文書の正式名称は「バンサモロ(イスラム教徒の国)に関する合意の枠組み」。現在のイスラム教徒自治区(ARMM、5州1市で構成)政府廃止と新自治政府「バンサモロ」創設、フィリピン政府とバンサモロ政府の権限、バンサモロ政府の財政的自立、紛争地復興と開発を実現するための「歳入と富の共有」、領域など9項目で構成され、アキノ現政権下での最終和平実現へ向けた道筋を定めた。

しかし、MILF側が要求してきた権限移譲の詳細、資源開発や徴税に絡む「富の共有」の配分比率、新自治区が管轄する海域の設定、段階的武装解除の手順などは枠組み合意には含まれていない。これらは11月に再開予定の和平準備会合で継続協議し、2012年内の包括的合意を目指す。合意が実現した場合、新自治政府設置までの移行期間は2013~2016年となる。

準備会合と並行して、移行委員会が近く大統領令により設置される見通しである。同委員会は、フィリピン政府代表7人、MILF代表8人の計15人で構成され、バンサモロ政府創設などを定めたバンサモロ基本法案の起草に着手する。同法案は、最優先審議の対象として国会に提出される。

住民投票による同基本法発効と同時にARMM政府は廃止され、新設の「バンサモロ移行局」(BTA)が全権限を継承する。さらにBTAも移行最終年の2016年に廃止され、バンサモロ議会選挙の実施に続いて創設されるバンサモロ政府が全権限を継承する。

移行期間には、1万人以上とされるMILF戦闘員の武装解除と正規部隊の解体が同時に進められるが、日本やマレーシアなどが参加している国際監視団(IMT)は、武装解除完了まで監視活動を維持する予定だ。

アキノ政権が「和平へのロードマップ」と呼ぶ枠組み合意は、歴代政権が実現できなかったミンダナオ島の本格的な開発へのロードマップでもある。フィリピン日本人商工会議所幹部は「ミンダナオだけでなく、フィリピン全体に好影響がある。鉱業分野などへの投資拡大が予想される」と強い期待感を表明。ドリロン上院議員ら政権与党自由党(LP)関係者も「和平進展により、農業や観光、商業関連インフラの整備が急務になる」と述べ、官民一体の開発・整備事業を進める考えだ。

和平、開発への機運が高まる中、懸念材料として指摘されているのは、MILFから分派した武装勢力やイスラム原理主義過激派アブサヤフの存在や、共産ゲリラの活動の依然活発な動きである。これら反政府勢力の活動を支える要素の一つは、貧困問題を背景にしたフィリピン政府への不満だ。2016年に任期満了を迎える



アキノ大統領にとっては、MILF 以外の勢力の取り込みと開発事業を同時に推し進め「武力紛争が開発と住民の生活向上を阻害し、開発阻害による貧困が新たな武力紛争を生む」という悪循環を断てるか否かが、恒久的なミンダナオ和平実現の鍵となるだろう。

なお、今回調印された「バンサモロに関する合意の枠組み」は以下の通り(一部省略)。

## バンサモロの創設

新しい政体である「バンサモロ」は、現行の ARMM 政府に代わって設立される。

バンサモロ政府(以下、バ政府)の首長は、住民の直接投票ではなく、議員の中から選ばれる。選挙制度は、新たに立法される「バンサモロ基本法」(以下、基本法)で規定される。

バ政府を構成する行政単位は、州、市、町、バラングイ(最小行政区)。これら行政単位の機能は基本法で定める。

中央政府(フィリピン政府)とバ政府の関係は対等ではない。

固有の民族として、(スペインによる)植民地化の際、ミンダナオ地方とスルー諸島、パラワン島などに居住していた先住民族の子孫らで構成される「バンサモロ・アイデンティティー」を認識する。

## 基本法

バンサモロは、中央政府と MILF の全合意に基づいた基本法により統治される。

基本法は「バンサモロ・ピープル」(バ政府管轄地域の住民)により策定され、域内の有権者により承認される。

## 権限

中央政府は現在の権限を維持し、バ政府は独自の権限を有する。一部権限は双方が共有する。政府間に関する原則などは「枠組み合意」の付帯文書で別途定める。

中央政府の有する権限は、国防と対外安全保障、外交政策、通貨と通貨政策、フィリピンの市民権とその付与、郵便サービス。ただし、ARMM 拡大法(共和国法第 9054 号)に沿った対外貿易などに関する権限は、バ政府が継承する。

基本法により、イスラム法廷を強化し、その司法権の及ぶ範囲を拡大する。イスラム法廷の管轄権はバ政府に帰属する。イスラム法の優越性とその適用範囲はイスラム教徒に限る。

## 富の共有

基本法に基づき、バ政府は「財政的自治」のため、独自の歳入源新設、税・手数料の徴収に関する権限を有する。

バ政府は国内外から無償援助を受ける権限を有する一方で、中央政府からの援助、補助金は受けない。バ政府は、国内外の機関から資金貸し付けに関する契約を結ぶ権限も有する。ただし、中央政府の承認が必要な貸付契約は対象外とする。

バ政府管轄地域(海洋含む)における資源探査、開発、利用により生じる収入について、バ政府は正当かつ公正な割り当てを得る。

歳入と富の共有に関する、中央政府とバ政府の調整の詳細は、付帯文書で別途定める。

歳入の不均衡などを解決するため、バ政府と中央政府の代表者で構成される「政府間財政政策評議会」を設置する。バ政府の「財政的自治」が実現された段階で、中央政府代表は同評議会から外れる。財政的自治とは、全歳出を独自の財源、歳入で賄うとともに、中央政府などからの援助、補助金を必要としない状態を意味する。

域内住民の持続的な生活向上を図るため、バ政府は、天然資源の適切な保全、利用、開発を通じた「持続的開発のための包括的枠組み」を策定する。その際、中央政府の環境、開発計画との一貫性を保つため、バ政府と中央政府代表者で構成される組織を設置する。

## 領域

バンサモロの「コア・テリトリー(中核領域)」は、(1)現在の ARMM(5 州 1 市)、(2)北ラナオ州バロイ、ムナイ、ヌヌガン、パンタル、タゴロアン、タンカルの 6 町、(3)コタバト州カバカン、カルメン、アレオサン、ピグカワヤン、ピキット、ミドサヤブ各町の一部バラングイ、(4)コタバト、イサベラ両市、(5)これら以外で、編入を決議した自治体または有権者の 1 割以上が編入を求めた自治体である。

中核領域以外の自治体でも、1 割以上の住民が請求した住民投票で過半数が賛成した場合は、編入を認

める。

バ政府の管轄海域については「富と権限共有」に関する付帯文書で別途定める。

## 移行と履行

移行期間と移行のための暫定機構が必要である。

大統領令により「移行委員会」を設置する。メンバーは中央政府側の委員 7 人と MILF により選ばれた委員 8 人(委員長含む)の計 15 人で構成される。

移行委員会の機能は、(1)中央政府と MILF の合意に基づいたバンサモロ基本法案の起草、(2)合意内容を履行するために必要な憲法改正の提案、(3)開発計画推進に必要な MILF のバンサモロ開発庁(BDA)などとの連携、調整の 3 点である。

移行委員会は、ARMM 政府や他政府機関からの独立性を維持する。活動に必要な予算は中央政府から割り当てられ、必要に応じて他政府機関の支援を求める。

移行委員会起草の基本法案は、国会で最優先審議の対象とする。

基本法発効に伴い BTA が創設され、ARMM 政府は廃止される。

BTA 創設後、(ARMM 政府などの)全権限は BTA へ移譲される。BTA 創設と同時に(議員の中から首長を選ぶ)議院内閣制を導入する。

合意内容の履行状況を監視するため、国際的機関と国内グループで構成される監視チームを新設する。

自治区における政府機能を維持する BTA は、基本法で定められた権限を行使する。バンサモロ議会選挙が実施され、バ政府が発足する 2016 年に BTA は廃止される。

移行期間が終了する際、中央政府と MILF、仲介国マレーシア、監視チームは会合を持ち、合意内容の履行状況と移行の進捗(しんちやく)状況を確認する。全ての合意内容が完全に履行された場合にのみ、中央政府と MILF は和平交渉を公式に終了させる文書に調印する。

全ての問題が解決され、全合意が履行されるまで、中央政府と MILF は和平交渉を継続する。

## 正常化

「正常化」の目的は、バ政府管轄地域における「人間の安全保障」を確実にし、暴力や犯罪の恐怖に脅かされず、基本的人権が保障された社会の建設にある。そのために不可欠な警察組織の形態、整備については、関係者・組織で構成される委員会の答申に基づいて、中央政府と MILF が協議を継続する。

MILF は、構成員除隊による正規部隊の段階的解体を進める。

中央政府と MILF で構成される停戦監視委員会と(マレーシアや日本などが参加する)IMT は、MILF の正規部隊が完全に解体されるまで、停戦監視活動を継続する。

正常化の詳細と段階的部隊解体の時期については、付帯文書で別途定める。


紛争地でのインフラ整備や住民の生活向上など、正常化のプロセスには、他国からの支援が必要である。援助金の効率的な運用と透明性確保のため、その受け皿として「信託基金」を設置する。

## その他

この合意は、中央政府と MILF 双方により履行される。

2012 年内の包括的合意を実現するため、双方は合意の枠組みの詳細に関する協議、文書化を継続する。

(2012 年 10 月 15 日作成)

	<p data-bbox="1257 1720 1374 1749"><b>Profile</b></p> <p data-bbox="459 1765 762 1809"><b>日刊マニラ新聞社</b></p> <p data-bbox="459 1832 1374 1928">1992年5月創刊。取材、発行拠点はフィリピンの首都マニラ。セブ、ダバオ両市に支局を開設。日本人記者5人と10人を超えるフィリピン人記者、通信員が取材活動に従事している。海外日系新聞放送協会賞など受賞。</p>
---	--

## 【ベトナム経済・通商レポート】(ベトナム)

### 「みなし輸出入」取引について考える

記事提供: 記事提供: ジェトロ・ハノイ事務所

#### <概要>

日系企業からの問い合わせが多い「みなし輸出入(On the spot export / import)」取引について、具体的にどのような仕組みになっているのかを解説する。

最近、日系企業からの問い合わせで、ベトナムの自社工場で製造された製品をベトナムの客先(顧客)に販売するにもかかわらず、商流(商取引)は日本の本社が販売したこととし、その後、製品の物流(納入)はベトナムの自社工場から客先へという形で取引ができないかという問い合わせがきている。上記のような取引は、ベトナムでは可能で「みなし輸出入(On the spot export / import)」取引という。では「On the spot export / import」取引とは、具体的にどのような仕組みになっているのか解説する。

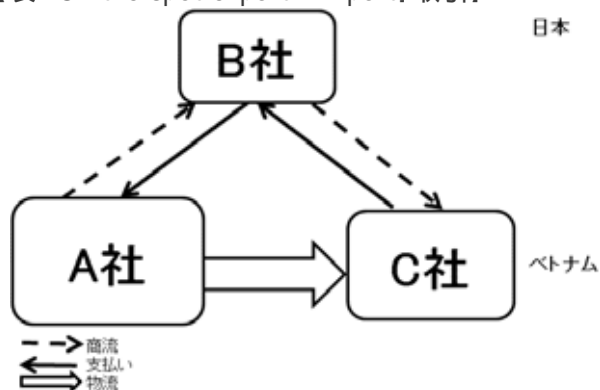
< 一次、二次サプライヤーが増えるのに伴い「On the spot export / import」取引の問い合わせが増える >

日本の製造業の対ベトナム直接投資、特に北部への進出は、大手電子機器メーカー、二輪メーカーなどに代表される大手セットメーカーが進出するのに伴い、多くの関連部品サプライヤーが進出している。また、この数年、一次サプライヤーの進出だけでなく、二次サプライヤーの進出も増えるのに伴い、同取引の問い合わせが多くなってきた。

「On the spot export / import」取引は、本来、輸出通関と輸入通関の二つの手続きをしなければならないところを 1 回で済むように簡便化した取引のことで、実態としては輸出入取引となる。例えば、契約は 2 国間(ベトナムの製造会社 A 社 日本の販社 B 社に販売、日本の販社 B 社 ベトナムの客先 C 社に販売)で、商品はベトナムの国内輸送(A 社 C 社)となる場合「On the spot export / import」取引となる(表参照)。

ベトナムの国内法においても、2006 年 5 月 25 日付け税関総局決定 928 / 2006 / QD - TCHQ 号に規定されている。また、取引をする際、A 社が輸出加工企業(EPE)でも非 EPE でも取引は可能であり、半製品だけでなく最終製品も対象となっている。

【表. 「On the spot export / import」取引】



< 「On the spot export / import」取引の際の付加価値税(VAT)と輸入関税 >

輸出入取引で発生する付加価値税(VAT)や関税については、A 社が「みなし輸出(On the spot export)」を行う際は、VAT と関税がかからない(2008 年 12 月 26 日付け財務省通達 129 / 2008 / TT - BTC; 2011 年

## BTMU アジア月報

2月24日付け同省オフィシャルレター1135 / BTC - TCT号)。

一方で、C社が「みなし輸入(On the spot import)」を行う際は、VAT10%と関税が課せられる。

A社がEPEであり、再度加工を行うためにB社に製品を輸出して「On the spot export / import」取引を行わない場合には、VATが発生することも考えられる。ただ、日本のB社がベトナム国内に恒久的施設(PE)を保有していない場合には、A社からB社への販売は輸出取引としてVATが課されないのが原則だ。

B社はA社との取引でベトナムのVATが生じた場合、日本国内の消費税も課税される場合は、VAT分は単なるコストとなる。そのためB社がVAT分の代金を上乗せしてA社に請求したとしても、それはVATではなく販売代金の一部となる。

A社とB社間の取引で生じたVATについて、B社はC社に対してVATの名目では請求することはできない。一方、C社が非EPEの場合、輸入取引となり上記の関税と輸入VATが発生するが、C社が他に販売するときは、VATをかけることができ相殺可能となる。

C社のVATであるが、輸出する場合、通常のVATと同様に条件を満たせば還付が可能だ。また、輸入関税は、国内のルールである「275日以内に加工・輸出する場合」には支払う必要がない。ただし、最終製品については、関税は還付されないので注意する必要がある。

また、C社がB社に製品代金などを支払う際の必要書類は(1)3社間の契約書(決済方法・品物の輸送に関わる内容も含む)、(2)B社とC社の2社間の契約書、(3)輸入・輸出通関証明書(A社、C社の署名)となる。

(2012年9月19日作成)

### Profile

佐藤 進 Susumu Sato

ジェットロ・ハノイ事務所 調査担当



## 【法務、労務関連等解説】(マレーシア)

### マレーシアにおける労働組合とは

記事提供: [桜コンサルタント社\(Sakura Consultants \(M\) Sdn. Bhd.\)](#) (外部サイトヘリンク)

#### <概要>

マレーシアにおける労働組合について、その定義、目的、登記、労働者が参加する権利の基本的な概要を日本との比較を通して説明します。マレーシアの労働組合の特徴は、政治活動が禁止されていること、外国人労働者も参加でき役員にもなれること、連合労働組合の設立が禁止されていることなどがあります。

#### 1.労働組合の定義

マレーシアの労働組合法において、労働組合とは、雇用されている労働者の協会あるいは集団と定義されます。特定の事業体(会社)、業種、職業、業界あるいは類似の業種、職業、業界内で結成することができ、業界組合である National Union と会社内組合 In-house Union の二つのタイプがあります。National Union の会社内の委員会のことを House Committee と呼びます。

National Union の場合、マレー半島部、サバ州、サラワク州、それぞれの範囲内でのみ労働組合をつくることができます。マレーシア航空労働者組合は In-house Union なので、サバ州、サラワク州を含むマレーシア全土で働く同社社員が参加できます。しかし、全国銀行労働者組合は National Union なのでマレー半島部の銀行員のみが参加でき、サバ州やサラワク州の銀行員は参加することはできません。オフショア金融のラブアン島だけは例外で、島は位置的にはサバ州にありますが、連邦直轄地なので、そこで働く銀行員は半島部の方の組合に入れますが、サバ州の方の組合には入れません。

なぜ、そのようなことになっているかというと、歴史的ないきさつから、雇用法、労使関係法、労働組合法など労働関連の法律は、マレー半島部のみが適用範囲とされ、サバ州とサラワク州は、これらの法律に対応する別の法律をそれぞれの州で持っているためです。当然のことですが、労働関連法を管轄する人的資源省の管轄地域もマレー半島部に限られます。ちなみに出入国管理法も同様ですので、マレー半島部からサバ州、サラワク州へ行くときにはパスポートが必要であり、マレー半島部で働く外国人駐在員は、サバ州、サラワク州では就労が許されていません。しかし、会社法はサバ州、サラワク州を含むマレーシア全土で共通です。

マレーシアの労働組合と日本の労働組合の大きな違いの一つが、マレーシアでは連合労働組合の設立は禁止されているということです。連合、つまり業界の枠を超えた労働組合を組織することはできません。それは戦後間もないころ、共産主義者が労働組合を利用して政治的勢力を伸ばそうとしたことに対抗するため、連合労働組合が禁止されたという歴史的いきさつによるものです。

MTUC は連合ではないのか?と疑問を持つ人もいるかもしれませんが、しかし MTUC は Malaysian Trades Union Congress(マレーシア労働組合会議)という労働組合の連絡組織で、連合ではありません。現在、マレーシアのほとんどの労働組合が MTUC に加盟しているので連合のように受け取られがちですが、法的には労働組合組織とは異なります。

#### 2.労働組合の目的

労働組合の目的は、以下のように定義されています。

- ・ 組合員の利益の保護。
- ・ 被雇用者と使用者(会社)の関係を規定する。



- ・ 労働協約締結のための団体交渉を行う。
- ・ 労使紛争の際に被雇用者を代表する。
- ・ Industrial Court や Labour Court で労働者を代表する。
- ・ 社会的な活動やレクリエーション、文化活動を行う。

日本の労働組合と大きく違う点は、マレーシアでは労働組合の政治活動が禁止されているということです。日本の労働組合のように支持政党を明確にし、政治に関わることはできません。

### 3.労働組合の登記

労働者が労働組合を組織し、マレーシア国内で合法の労働組合になるためには、労働組合の登記を行う必要があります。それには以下の条件を満たさなければなりません。

- ・ 申請は7人の組合員によって署名されなければならない。
- ・ 所定の申請書に所定の登記料を添えて提出しなければならない。
- ・ 労働組合の規則を印刷したものを7人の組合員が署名し、提出しなければならない。
- ・ 労働組合の名称と住所を提出しなければならない。
- ・ 役員の名、年齢、国籍、職業を提出しなければならない。

以上の条件において特筆すべきことは、役員の名を提出するという項目があるように、マレーシアでは労働組合の登記の際に、外国人労働者も役員として登記できるということです。外国人は労働組合員になれるだけでなく、役員にもなれます。

マレーシアの日系企業の駐在員の中には、外国人労働者は労働組合に入れないと思っている人がいるようですが、それは誤った認識です。マレーシアの労働関連法では、外国人労働者に対する区別は基本的に規定されていません。労働組合参加の権利だけでなく、マレーシア人が持つほとんど全ての労働者の権利を、外国人労働者もマレーシアで合法的に就労している間は享受することができます。

### 4.労働者が労働組合に参加する権利

労働者に対して、会社は以下のことを行ってはならないと規定されています。

- ・ 雇用条件に労働組合に入ってはならないという条件を付けること。
- ・ 労働組合員であるという理由で雇用を拒否(つまり解雇)すること。
- ・ 労働組合員であるという理由で区別をすること。
- ・ 労働組合に参加しようとしたりその活動に参加するという理由で、解雇したり、解雇すると脅すこと。

しかし以下の役職にある人は、一般労働者の労働組合には参加する資格がないと、労使関係法の第9条に規定されています。

- ・ Managerial(管理職)
- ・ Executive(中間管理職)
- ・ Confidential(人事や経理などの機密を扱う部門に勤務する人)
- ・ Security(警備関係)

ある特定の役職に就いている人が一般労働者の労働組合に参加できるかどうかの最終的な判断は、人の資源大臣によってなされると規定されています。

(2012年9月20日作成)



#### Profile

### 諸江 修 Osamu Moroe

桜コンサルタント社(Sakura Consultants (M) Sdn. Bhd.)  
社長(Managing Director)

法務および労務コンサルタントとして訴訟、契約、会社設立および廃業(リストラを含む)手続き、就業規則作成、労使関係および労組対応を専門とする。1996年よりマレーシア高等裁判所および労使裁判所の公認法廷通訳者および証拠文書翻訳証明認証者となる。

## [法律談話室] (シンガポール)

### シンガポール個人情報保護法の制定発行

記事提供: [Kelvin Chia Partnership \(外部サイトヘリンク\)](#)

#### <概要>

日本では既に施行されている個人情報保護法ですが、シンガポールにおいても個人情報保護法が新たに制定される予定です。本稿では、国会で審議中の個人情報保護法案について、外国の事業者への適用の有無や、各種規制とその例外、"Do Not Call Registry" と呼ばれる新しい仕組み、その他主要なポイントについて概観します。

2012年10月15日、国会において、個人情報保護法の法案が通過しました。法案は、2013年初めに正式に法律として発効すると見込まれており「個人情報保護法」(Personal Data Protection Act、以下、個人情報保護法)という名称が付されることとなります。本稿では、この個人情報保護法の主要な内容を概観します。

#### 1. 外国の事業者\*に対する適用

個人情報保護法は、シンガポール国内の民間の事業者全てに適用されるものです。また、これにとどまらず、たとえシンガポールに物理的な拠点を有していなくとも、シンガポールにおいて情報を収集・処理、開示する事業者には適用される点に注意が必要です。

\*\*\*\*\*

\* ここでは、自然人、会社などの法人および法人格を有しない組織、団体などを総称して「事業者」といいます。

#### 2. 各種規制とその例外

個人情報保護法は、個人情報の取得、利用および開示に関し、さまざまな規制を設けています。

- 1) 個人情報の取得、利用または開示に際しては、原則として当該個人による事前の同意が必要です。もっとも、例外的に、既に取得済みの情報については事前の同意は必要ありません。しかしながら、当該個人情報を取得した際に想定されていた目的を超えて当該個人情報が利用される場合などには、あらためて同意を取得し直す必要があります。
- 2) 事業者は、個人に商品またはサービス(以下、商品など)を提供する際、当該商品などを提供するために合理的に必要な場合を除き、個人情報の取得、利用または開示に同意することを条件に商品などを提供することは原則として許されません。
- 3) 事業者は、個人情報の取得、利用または開示の目的を明示しなければなりません。明示された目的は、必要以上に広範であってはならず、合理的な範囲にとどまるものでなければなりません。
- 4) 任意に提供された個人情報については、その取得、利用および開示の同意があったものと見なされません。なお、個人情報の取得、利用または開示について反対する旨の意思表示が直ちに行われなかったとしても、一定の合理的な期間内は、同意があったものとは見なされません。

## BTMU アジア月報

5) 個人はいつでも同意を撤回することができます。

6) 個人情報の取り扱いに当たり、各個人から同意を取得しなければならないという規制については、さまざまな例外規定が設けられています。例として次のようなものが挙げられます。

公的機関によって開示された個人情報の取得。ただし、その目的が公的機関によって開示された際の当該開示の目的と一致する場合に限りです。

報道に係る事業者の報道のための個人情報の取得、利用または開示。

雇用関係に入るために必要な個人情報の取得、利用または開示。

保険の受取人や信託の受益者のための個人情報の取得、利用または開示。

### 3. 自らの個人情報の開示請求

各個人は、事業者が保有する自らの個人情報について、(i) それらがどのように使用されてきたか、またはどのように使用されているかを知るため、もしくは(ii) 不正確、または誤った情報を訂正するために、自己に対して開示することを要求することができます。

### 4. 個人情報保護委員会の設置

個人情報保護法を運用し、その実効性を確保するため、個人情報保護委員会 (Data Protection Commission) が設置される予定です。

### 5. "Do Not Call Registry"

個人情報保護法により "Do Not Call Registry" と呼ばれる新しい仕組みが導入されます。各個人は、商業的な宣伝や勧誘などの連絡 (音声、画像、文字、その他の形式を問いません) を受けたくない場合、自らの電話番号をそのような連絡を受け付けない番号として登録することができます (係る登録がなされているにもかかわらず連絡を行った事業者には制裁が科されます)。ただし、郵便による宣伝や勧誘などはこの制度の対象に含まれません。この "Do Not Call Registry" の仕組みは、準備期間を置いた後、2014 年初めに施行される予定です。

### 6. "Do Not Call Registry" を除くその他の規制の施行に至る過程

個人情報保護法の各種規制を順守するために必要な体制を構築する時間的猶予を事業者に与えるべく、個人情報保護法の施行までに 18 カ月の準備期間が置かれる予定です。また、しかるべきタイミングでガイドラインが発表されることが予想されています。

(2012 年 10 月 15 日作成)

**Profile**



**Kelvin Chia Partnership**

ケルビン・チャ・パートナーシップ法律事務所はシンガポールを本部とするアセアン地域の総合法律事務所です。

会社法務、M&A、デューデリジェンス、投資、雇用契約、知的財産、訴訟他を取扱っております。  
(直営支店) ハノイ、ホーチミン、バンコク、プノンペン、ヤンゴン、上海、東京、ピョンヤン。

## 【人事、労務レポート】(タイ)

### 社内の公用語

記事提供: Mother Brain

#### <概要>

最近日本語通訳が足りないといわれます。日本語環境でないと仕事ができないという方も増えているようです。そこで、スタッフ教育、日本人教育のためにも社内の公用語として英語を使うことをお勧めします。英語で難なく仕事をこなせる方法を紹介します。

外国で働いていて「社内の公用語」などというタイトルを見たら、たいていは「公用語イコール英語」と思うでしょう。ですから、このようなテーマで話す機会などめったにありません。でも、最近、真面目顔で「(社内を)日本語環境にする」とおっしゃる方が増えているような気がします。先日、進出企業を支援している会社の方から「最近、日本語通訳がいない。実力がない通訳でさえ要求する給料が格段に上がっている」という話を伺いましたが、これで話がつながりました。

今回は、タイ現地法人の公用語は日本語で可能か？ というテーマを真剣に考えてみたいと思います。

#### 1. タイ語の世界

タイはタイ語の世界です。以前に比べると英語を話せるタイ人が随分増えましたし、飲食店のメニューなども英語の表記が当たり前ようになってきました。でも、政府機関の所定書式は、ほとんどタイ語ですし、いまだにタイ語しか書かれていない領収書や請求書を頻繁に目にします。地方に行くとメニューさえタイ語しか表記されていません。

タイ投資委員会(BOI)から投資奨励を受けるための最初の申請手続きは、数少ない英語の申請書式によることが認められます。ところが、さすが外資を受け入れようとする政府機関だけあると思ったらそれは最初だけ。奨励通知(承認通知)から先はタイ語での対応を要求されることとなります。奨励証書発給申請の手続きもタイ語です。

会社登記簿、税務登録、税務申告書、社会保険申告・納付書、労働許可、家屋登録証、土地権利書などなど、政府機関とのやりとり、書類は全てタイ語です。

タイ語が話せない、読めない、書けないということは、タイでは不利になるのです。それでも会社ではやらなければならないことが山積みです。わらをもつかむ思いで日本語を話すスタッフを探す気持ちはとてもよく分かります。でも、「公用語」は日本語にはなり得ません。

理由は簡単です。

- (1) 仕事で使えるレベルの日本語力があるタイ人がほとんどいない
- (2) 仕事で使えるレベルの日本語力があるタイ人は給料が高過ぎる
- (3) 会計記録を日本語で作成すると違法である
- (4) タイ語の書類の日本語化は費用と時間がかかり過ぎる

「公用語」を英語にできるか？ という問いにも答えてみましょう。

- (1) 仕事で使えるレベルの英語力があるタイ人は比較的に見つかる
- (2) 仕事で使えるレベルの英語力があるタイ人の給料は高いが、日本語力のある人よりも安い
- (3) 会計記録を英語で作成することが実務上認められている
- (4) タイ語の書類の英語化は比較的容易である



こういう「英語を使えばよいことは分かっているが、そう簡単にはできない」と反論されそうです。

## 2. 会社をガラス張りにすること

日本語を社内の公用語にすることは効率が悪過ぎます。でも、会社で仕事をするためには、経営者である日本人が会社の状態、スタッフの仕事ぶりや仕事の進捗度などを全てチェックできる環境にしなければなりませんから、日本語以外で理解できる英語による情報づくりをせざるを得ません。日本人の多くは、英語はあまり話せないが何とか読み書きはできます。なじみのないタイ語よりはだいぶ使いやすいはずですが。

自分のため、スタッフのため、本社のため、後任者のため「会社の状態をガラス張りにする」ことがとても重要です。そのためには共通語である英語を使うしかありません。

さて、どうすれば「会社の状態をガラス張りにする」ことができるでしょうか？ 次の質問を考えてみてください。その答えがガラス張りの状態です。

「会社の何を見れば会社の状態が分かりますか？」

以下がこの質問に対する大まかな回答です。

(1) 会社の概要が分かるもの(会社概要、会社案内、会社登記簿、会社組織図、営業報告書や財務諸表など)

(2) 人、物、金、技術、契約の動きが分かるもの(それぞれの部門からくる月次報告書など)

まず森の形、そして森の中に入って木の幹や枝葉を見る感じです。会社の全体像を見るために必要な情報、会社の現在の状況を見るために報告されるべき事項を自分の理解できる言葉でいつでも入手できるように会社の管理体制を作ることが、会社をガラス張りにすることです。必要な情報や報告書が英語であれば、いつでも会社の状況を理解できます。全てを英語にする必要はないのです。

## 3. 仕事のための英語

仕事のための英語は、コミュニケーションをとるためだけの道具として考えるべきで、パターン化すれば、すぐに実践で使えるようになります。私がお勧めしているのは以下の方法です。

(1) 社内の共通単語帳を作成する

(2) 部門ごとに「動詞と名詞」の簡単会話帳を作成する

ある会社は、全ての機械にニックネームを付けて、名札を張っていました。各社所属する業界が異なるので、まずは、社内で使う業界用語や取り扱う物品名、サービス名などを統一する必要があります。

最小限のコミュニケーションにテクニクは不要です。ねじを締める。電気を消す。ハンドルを回す。重さを量る。仕事で使用する名詞が決まれば、その名詞に使用する動詞が決まります。この方式なら、短期間でコミュニケーションスキルが向上します。もし通訳を雇用するなら、むしろ、単語帳と会話帳を作るために使うべきです。

日本人が外国で働く機会は、今後いっそう増えることでしょう。ビジネスマンとして生きていくためには、面倒でも、英語で仕事することに慣れる努力をする必要があるでしょう。

(2012年7月30日作成)



### Profile

川島 伸 Shin Kawashima

MOTHER BRAIN (Thailand) CO., LTD.  
Managing Director

## 【路地裏から見たベトナム経済】(ベトナム)

### GDP1,400ドルの国で、15万ドルのマンションが売れる不思議発行

記事提供: [オリザベトナム株式会社\(外部サイトヘリンク\)](#)

#### <概要>

2011年のベトナムの国民1人当たりの国内総生産(GDP)は1,400ドルと、日本の30分の1以下です。国内一の大都会であるホーチミン市内中心部ですら、ドブ川の上のバラックに住む低所得層がいます。一方では高級マンションに住む富裕層も出てきました。双方にバランス良く目配りすることは、ベトナムを理解する上で大切なポイントの一つといえるでしょう。



市内7区にできた最新のショッピングモール「クレセントモール」。海外の有名ブランドが入っている

ベトナムに10年以上住んでいても、いまだに謎なのが「ベトナム人の収入は、本当は幾らなのか」である。

私の住む路地裏で小さな薬局を営むH姉さんは、1カ月ほど店を閉めていた。ちょうど私の家の向かいにあるので、ホームドクター代わりにいつもお世話になっている。数日前、店が開いたのであいさつも兼ねて行ってみると「家族4人でアメリカ旅行に出掛けていたのよ」と、楽しそうに土産話をしてくれた。

話を聞きながら、私は思わず頭の中で計算してしまった。ホーチミン市からアメリカ西海岸までの航空運賃は、安く見積もっても1,000ドルは掛かる。それが親子4人となると4倍。宿泊は、アメリカに移住した親戚や友人宅に泊めてもらうこともあったそ

うだが、それでも旅費は合計8,000ドルくらい掛かったに違いない。

一方、この国の国民1人当たりのGDPはわずか1,400ドル足らず(2011年国際通貨基金(IMF)調べ)なのである。もちろんこれは全国平均で、ホーチミン市に限るとその額は倍以上だといわれる。また、ベトナム人が海外に住む親戚などからの送金で、表に出ない収入があることは、私もよく知っている。それにしても、私のひがみかもしれないが、釈然としないものを感じてしまう。

しばらく前に、ベトナム人の友人T君から受けた相談を思い出した。彼は30代半ばで、当時、FPTというベトナム国内最大手のIT企業に勤めていた。しかし、給料が安いので転職先を探していて、私の会社の待遇を知りたいと言う。

「ところで、T君、今は幾らもらっているの?」と聞くと「米ドルに換算すると、手取りで大体2,000ドルです」という答えが返ってきたので驚いてしまった。

「え? 今、2,000ドルももらっているの? ウチの会社では、申し訳ないけど、どんなに頑張ってもその半分ぐらいしか払えないよ」と、正直に答えるしかなかった。

半年ぐらいたってからだろうか、T君から電話があった。

「結局、FPTは辞めました」

「ということは、2,000ドル以上の給料がもらえる会社が見つかったの?」

「いえ、自分で事業をすることにしました。それまでにためたお金を元手にしてオフィスビルを建てたのです。今、テナントを募集しているのですが、安くしますから入りませんか?」とのこと。

貯金でビルを建てるとは……。私はうんとうなってしまう。

もう一つ例を挙げよう。日系の広告代理店に勤務しているHさんは37歳。夫と2人の子どもと一緒に、サウスサイゴンと呼ばれる新興住宅街にある新築マンションに住んでいる。購入価格は15万ドル余りと決して

## BTMU アジア月報

安くないが、入居しているのはほぼ 100%ベトナム人だ。

Hさん一家は、さらにもう1軒、同じようなマンションを持っており、そこは賃貸にして財テクをしているという。「バイクの方が便利だから」という理由で、マイカーは持っていないが、年に1回は家族4人で海外旅行に出掛けるそうだ。

「マイホーム、マイカー、それから年に1回程度の家族での海外旅行は、もう当たり前」

と、涼しい顔をして言う。

「日本ではこういうのを、確か『サンシュノジンギ』って言うんですよね」と「三種の神器」のところだけは日本語で説明してくれた。

もちろん、ベトナム人が皆これらの人たちのように豊かなわけではない。むしろ貧しい人のほうがまだまだ多い。国民の生活レベルが全体的に向上した以上に、貧富の差が拡大しているように思う。

私の住む路地裏の中には、ドブ川が幾つか流れており、そこに張り出すように家を建てて住んでいる人たちがいる。川の上なので地代が掛からないのだという。今にも崩れそうな6畳一間ほどのバラックに、一家5人が住んでいたりするのだ。ホーチミン市内中心部の繁華街を少し外れると、このような貧しい生活をしている人の姿は嫌でも目に飛び込んでくる。

それにしても、冒頭で紹介したH姉さんといい、T君といい、Hさんといい、どうしてこんなに金持ちなのだろう。

この疑問は今に始まったことではない。初めてベトナムに来た17年前、2,000ドルぐらいするバイクを乗り回している人が、実は月収が100ドル以下しかないと聞いて驚いたときに始まる。ベトナム人の妻を持ったときには「これでついにその謎が解けるか?」と思ったが、われわれの生活費になるのは、妻と私が会社からもらう給料だけ。どこにも「勝手にお金が増える魔法のポケット」はなかった。

「ベトナム人の収入は、本当は幾らなのか」、私にとっては、それはいまだに謎のままである。



ホーチミン市内でも低所得層が住むエリア(写真左)が点在する。一方できれいなアパート(写真右)に住む中間層も増えてきた。今、このアパートが建っているところも数年前まではスラム化したエリアだった

(2012年9月17日作成)

### Profile



#### オリザベトナム株式会社 (Oryza Vietnam Corporation)

ベトナム初の日本語フリーペーパーである「ベトナムスケッチ」、ベトナム航空の機内誌の日本語版「ヘリテージ・ジャパン」、在住日本人のためのコミュニティペーパー「アット・サイゴン」などを制作・発行している日系総合出版社。

日本で発行されるベトナム関連の書籍や雑誌の制作も行っている。

# BTMU アジア月報

## 【ニュース】

### BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

該当記事は、下記 URL リンクからご参照下さい。

国・地域	発行日・見出し
ミャンマー ベトナム インド フィリピン インドネシア タイ	<p>2012年9月10日号(Vol.43) <a href="http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120910.pdf">http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120910.pdf</a></p> <p>BTMU、ミャンマー向け米ドル送金の取扱を再開 / 外国投資法改正案、上下両院で承認 自動車所有者への増税・手数料引上げ検討 / ズン首相、成長・インフレ目標達成に向けた努力を指示 デリームバイ大動脈、製造特区 8カ所決定 EUとのFTA締結交渉に向けたフィリピン経済開発研究所の事前調査完了 世界競争力ランキング、50位 / 経済特区計画、スラウェシ島に2カ所追加 北部スコタイ県で洪水発生 / インフレ低水準で安定 ~ タイ中銀政策金利据置き</p>
ベトナム インド フィリピン インドネシア タイ	<p>2012年9月18日号(Vol.44) <a href="http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120918.pdf">http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120918.pdf</a></p> <p>FDI戦略ならびに管理体制見直しへ 複数ブランド小売業の外資規制緩和、凍結解除へ / 軽油販売価格を12%引上げ 1~6月のFDI純流入、10.6%増加 電気料金値上げ・補助金付き石油燃料販売割当て量上乘せへ / 民間からの電力購入、来年度は+8.3% レッドライン建設並びに在来線複線化プロジェクト、首相判断に</p>
フィリピン ベトナム インド マレーシア ミャンマー タイ インドネシア パキスタン	<p>2012年9月24日号(Vol.45) <a href="http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120924.pdf">http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120924.pdf</a></p> <p>上期の外国直接投資認可額 625億7,350万ペソ、国別では日本が最多 PPPによる高速道路建設計画の融資に政府保証 / 完成車輸入規制公布前の契約につき条件を緩和 複数ブランド小売業規制緩和、野党が全土で反対運動展開 クアンタン港の拡張計画を認可 米、ミャンマー産品の輸入禁止措置を事実上解除へ 太陽光発電システム導入に対する優遇策を検討 未加工鉍石の輸出禁止、製錬所建設企業に猶予期間も アシュラフ首相、大統領の汚職裁判再開へ</p>



## 【豆知識】

### お釣りはキャンディーで

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

日本では、買物の支払いやお釣りの受渡は1円単位で正確に受渡しするのが一般的ですが、外国では、必ずしも一般的ではありません。そもそも、一番小額の硬貨が、その通貨の最小単位よりも大きい国もありますので、現金決済では端数を丸めることが日常的に行われています。

例えば、タイの通貨バーツの少数点以下はサタン(1サタン=0.01バーツ)という単位ですが、一番小さい硬貨は25サタンなので、付加価値税(VAT)等により25サタン以下の端数が付いた金額の支払は、必然的に端数を「丸める」こととなります。そして、消費税の1円未満端数を必ず切捨てる日本と異なり、「切捨て」、「切上げ」は店や店員さんによりまちまちです。

一方、ベトナムでは、通貨ドンに小数点以下の単位は無く、また一番小さい硬貨が200ドンなのですが、1ドンの価値が小さい(為替レートが大きい)ため、1000ドン以下を丸めるケースも頻繁に行われます。お釣りを数百ドン切上げてもらうと、(額面が大きいこともあり)ちょっとお得感がありますが、逆の場合は...

また、こうした国々では、お釣りにお菓子(!)が混ざることもあります。

・店員：「74バーツ60サタンです」

・客：「はい100バーツ。」

・店員：「はい、お釣りです。」(25バーツとキャンディー2個)

(お釣りのキャンディーを集めても、買物の支払いに使えるわけではないことは言うまでもありません...)

1円単位できっちり計算を合わせることが当たり前で、「お釣りは適当にチップに...」といった風習も無い日本人にとっては、最初のうち戸惑いがちですが、暫くするとその大らかさが居心地の良さに変わってきます。キャンディーが、好みの味でないときは、やっぱりちょっと寂しいですが...

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。

本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

(編集・発行) 株式会社 三菱東京UFJ銀行  
国際業務部 教育・情報室 橋本 隆城

Tel : 03-6259-6311

Mail : [takaki\\_hashimoto@mufg.jp](mailto:takaki_hashimoto@mufg.jp)